

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則)

別表第15(第71条関係)

土壤汚染に関する基準

土壤汚染に関する基準は、次に定める基準値以下とする。

特定有害物質等の種類	溶出量基準値	含有量基準値
カドミウム及びその化合物	検液1リットルにつきカドミウムとして0.003ミリグラム	土壤1キログラムにつきカドミウムとして45ミリグラム
シアノ化合物	検液中に検出されないこと。	土壤1キログラムにつき遊離シアノとして50ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	検液中に検出されないこと。	
鉛及びその化合物	検液1リットルにつき鉛として0.01ミリグラム	土壤1キログラムにつき鉛として150ミリグラム
六価クロム化合物	検液1リットルにつき六価クロムとして0.05ミリグラム	土壤1キログラムにつき六価クロムとして250ミリグラム
ひ砒素及びその化合物	検液1リットルにつき砒素として0.01ミリグラム	土壤1キログラムにつき砒素として150ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	検液1リットルにつき水銀として0.0005ミリグラム	土壤1キログラムにつき水銀として15ミリグラム
アルキル水銀化合物	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
1、2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム	
1、1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム	
1、2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム	
1、1、1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム	
1、1、2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム	
1、3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム	
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム	
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム	
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム	
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム	
セレン及びその化合物	検液1リットルにつきセレンとして0.01ミリグラム	土壤1キログラムにつきセレンとして150ミリグラム
ほう素及びその化合物	検液1リットルにつきほう素として1ミリグラム	土壤1キログラムにつきほう素として4,000ミリグラム
ふつ素及びその化合物	検液1リットルにつきふつ素として0.8ミリグラム	土壤1キログラムにつきふつ素として4,000ミリグラム

クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリ グラム	
ダイオキシン類		土壌1グラムにつきダイオキシン類 として1,000ピコグラム

- 備考 1 「検液中に検出されないこと。」とは、2に定める測定の方法により土壤の汚染状態を測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 2 特定有害物質等の溶出量の測定の方法は、土壤の汚染に係る環境基準について(平成3年環境庁告示第46号)に定める方法によるものとする。
- 3 特定有害物質等の含有量の測定の方法は、次の各号に掲げる物質ごとに、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) カドミウム及びその化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、六価クロム化合物、砒素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物  
 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に基づく土壤含有量調査に係る測定方法(平成15年環境省告示第19号)
- (2) ダイオキシン類  
 環境庁告示第68号に定める土壤の測定の方法
- 4 ダイオキシン類の濃度は、別表第7第3項の備考に定める方法により、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。